

様式第一（第四十六条関係）

登 録
引取業者 申請書
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

(宛先)

越谷市長 宛

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号)
電話番号	

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住 所	(郵便番号)
電話番号	

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名

事業所の名称及び所在地

名 称	
所在地	(郵便番号)
電話番号	

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

<p>1 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有しています。 (添付書類 2-1 参照)</p> <p>2 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。 (添付書類 2-2 参照)</p>

- 備考
- 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(添付書類 1)

申請者を確認できる書類

ア 申請者が個人の場合

- 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載のあるもの。個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。）

イ 申請者が法人の場合

- 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

ウ 申請者が未成年者でその法定代理人が個人の場合

- 法定代理人の住民票の写し（本籍の記載のあるもの）

エ 申請者が未成年者でその法定代理人が法人の場合

- 法定代理人の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

(添付書類 2-1)

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する方法

事業所名称	
-------	--

自動車リサイクル法第43条第1項第5号の規定に基づき、引き取った使用済自動車のエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているか否かを確認する体制として当該書類を事業所に備え、以下の方法により確認することとしています。

■ **エアコンシステム装着の有無を確認**

ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の有無を確認する。

装着



フロン類が含まれていると判断する

非装着



フロン類は含まれていないと判断する

■ **車両の前方部が事故等で破損している場合の確認**

エアコンシステム装着の有無を確認（上記同様）



(装着)

- コンデンサが破損（穴や裂傷）していない
- エアコン配管、ホースが破損（穴や裂傷）していない



- 破損している
- 破損している



フロン類が含まれていると判断する

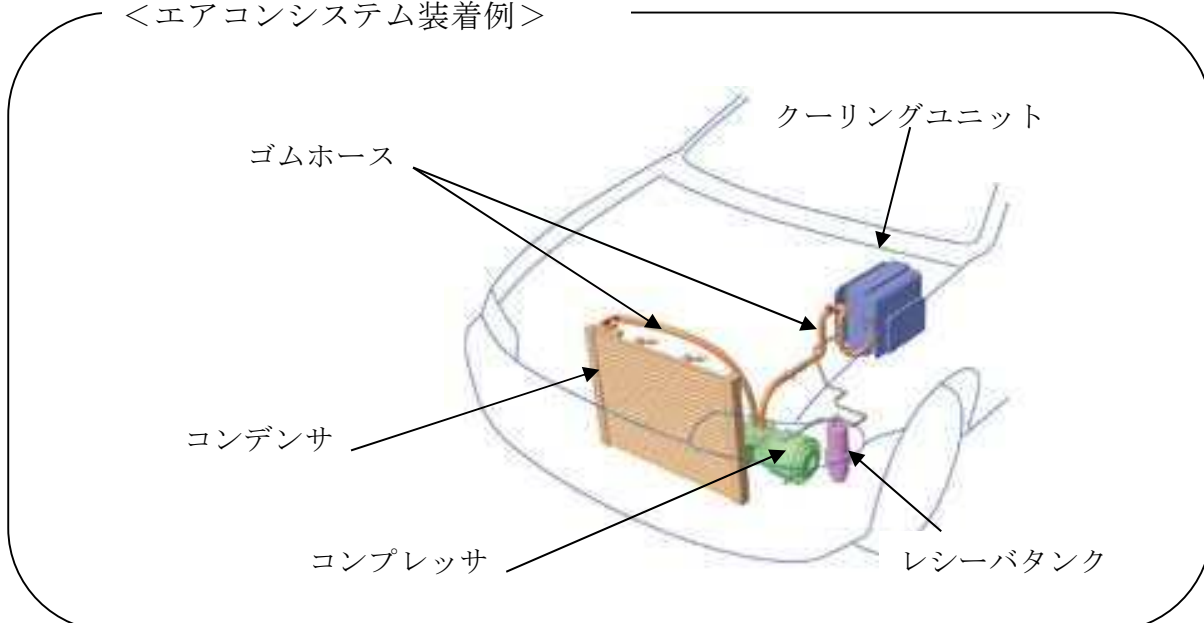


フロン類は含まれていないと判断する

■ **必要に応じて、以下により確認**

- 使用済自動車の引取り時に、使用者にエアコンディショナーの効きについて質問する。
- 実際にエアコンディショナーを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラスがある場合冷媒の流れを確認する。

<エアコンシステム装着例>



(添付書類 2 - 2)

事業所における資格者の状況

1 氏 名	
2 事業所名称	
3 資格の名称	
4 資格証等、講習の受講修了証等の写し (写しを添付してください。)	

(添付書類3)

誓 約 書

年 月 日

(宛先)

越谷市長 宛

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）第45条第1項の欠格事項について次のとおり誓約します。

欠格事項の内容（根拠条文）		
法第45条 第1項	第1号	心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
	第2号	この法律、フロン類法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
	第3号	第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日から2年を経過しない者
	第4号	引取業者で法人であるものが第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
	第5号	第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
	第6号	引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
	第7号	法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

登録申請者は、上記の欠格事項に該当しません。

誓約者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

備考 役員は、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

(添付書類 4 : 参考書類)

案 内 図

- ・ 幹線道路・駅等より記入してください。
- ・ 住宅地図等をコピーし別添とする場合は、場所をマーカ等ではっきりと示してください。